

# 2020 年度の事業報告

## <2020 年度の事業計画からのふりかえり>

2020 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が続いたため、感染拡大防止の観点から、学習会・シンポジウムなどの実開催や、直接対面での会議・懇談会などのへ対応が困難となり、Web 会議ツールの活用をベースに取り組みを進めました。その結果、対面でのコミュニケーションの機会は減少しましたが、これまで参加が困難だった遠方の消費者団体を中心に参加が広がり、消費者運動の新たな展開を展望することができました。

また、2020 年 5 月に行われた第 8 回通常総会は、議事を進めるための最低限の人数で実開催としつつ、原則書面での決議を行いました。

こうした対応をとりつつ、取り組むべき広範な課題の中で以下のようなテーマを重点として設定し、また、これら以外の課題についても、理事会等で都度判断しながら必要な取り組みを行うこととしました。

### 1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

#### (1) 消費者運動への幅広い参加の獲得

消費者運動総体として、いよいよ歴史の継承・後進の育成が課題となってきています。会員団体や他分野における取り組みの工夫に学ぶ企画を実施することや、インターンシップ受け入れ、学生賛助会員獲得に向けた働きかけなどを通じて、今後の多様な参加のあり方を追求します。2020 年度は理事会で会員活動交流の時間を持つことを検討します。

→明治学院大学から 3 名のインターンシップ受け入れを行いました。また、2020 年 12 月 15 日に四国大学の 2 年生を対象に、「消費者団体の取り組み等について」と題した講義を行い、消費者団体の役割や活動内容などを若い世代に伝えました。また、コロナ禍によりオンラインでの学習会やシンポジウムを開催したことにより、近隣の参加者だけでなく、参加のしやすさから地方の参加者も増加し、学習会の平均参加者数は、これまでの実参加に比べて約 2 倍になりました。理事会での会員活動交流は、行うことができませんでした。

#### (2) 新たな情報発信に向けた研究

若年層をはじめ消費者運動への幅広い参加を獲得する上でも、ホームページや機関紙「消費者ネットワーク」のほか、情報発信の多様化が必要です。2018 年秋にスタートした SNS (Facebook・Twitter) のタイムリーな更新を継続するほか、フォロワー数の増加を目指します。SNS は議員要請のツールとしての活用も進めます。

→Facebook と Twitter の頻繁な更新を通じてタイムリーな情報発信を進めました。2021 年 3 月 31 日時点でのフォロワー数は、Facebook が 240 名、Twitter が 288 名(2020 年 3 月時点でのフォロワー数は、Facebook が 168 名、Twitter が 213 名でした)。学習会開催のお知らせやその開催報告、意見書提出のお知らせなど全国消団連の取り組みのみならず、関係団体や省庁での取り組みについても情報提供やリツイートを行ったことにより、順調にフォロワー数を伸ばしています。

#### (3) 「NPO 法人消費者スマイル基金」への支援

消費者スマイル基金が 2017 年にスタートし、これまでに計 5 回の助成事業を実施するこ

とができましたが、運営基盤・財政基盤は十分とは言えません。引き続き本基金の事務局として、消費者運動への社会的な理解促進を進めるとともに、消費者団体の財政基盤づくりに寄与します。

→「消費者スマイル基金」の事務局支援に引き続き取り組み、これまでに計7回の助成を実施することができました。「消費者スマイル基金」では、成年年齢引下げに伴い若年層向けの学習資料の配布や、ホームページに一般消費者向けの消費者被害情報提供のページを新設しました。一方、コロナ禍の影響を大きく受け、寄付金確保は十分にできませんでした。2021年3月時点で「消費者スマイル基金」の会員数は個人正会員82名、団体正会員24団体、団体賛助会員55団体となりました。

## 2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

### (1) 消費者基本計画工程表見直しへの対応

2020年度からの5か年計画として策定された第4期消費者基本計画は消費者政策推進の要であり、毎年度の工程表見直しに向けて、フォローアップと政策提言に取り組みます。→第4期消費者基本計画策定に向けては、2020年1月に「『第4期消費者基本計画(案)』に関する意見」提出を行い、確定した「第4期消費者基本計画」には、主な項目について意見が一定反映されました。その後、5月に「消費者基本計画工程表」素案に対してパブリックコメントを提出し、工程表に意見が一定反映されました。

### (2) 地方消費者行政の強化

地方消費者行政プロジェクトで自治体消費者行政調査に取り組み、現状把握に努めます。そのうえで求められる施策などについて、シンポジウム等で世論に発信します。

→地方消費者行政プロジェクトで2019年度に続き「都道府県の消費者行政調査」に取り組み、2021年1月に報告書を公表するとともに、「地方消費者行政の充実・強化のための意見」を消費者担当大臣・財務大臣等へ提出しました。また、調査を踏まえ、2月に「地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウム」を開催しました。調査結果や意見書は関心の高い内容となっており、シンポジウムには複数の国会議員の参加もありました。また、これらの調査結果や意見書は国会審議でも取り上げられました。

また、今回も地方消費者団体などに市町村消費者行政調査を連携して取り組むことを呼びかけ、新たに取り組む団体もありましたが、コロナ禍の影響で実施できなかった団体もあり、13都府県で市町村調査が取り組まれました。

### (3) 消費者契約法改正など消費者関連法の強化

消費者契約法の次回改正に向け、消費者庁検討会などの意見表明を進めます。

デジタル・プラットフォーマーをめぐる問題について、消費者庁検討会などの意見表明を進めます。

預託商法の法整備や、消費者裁判手続特例法の改正に向けて、動向を注視し政策提言を行います。

成年年齢の引き下げが2022年に控える中、若年者の消費者被害が広がることのないよう、法整備や消費者教育などの施策の動向を注視し、少なくとも経過措置期間内に実効性ある対策が実施されることを求めます。

→消費者契約法の次回改正に向けて、2019年12月から消費者庁「消費者契約に関する検討会」が開始され、全国消団連から委員参加しています。消費者委員バックアップ会議を設け、弁護士会や「消費者契約法の改正を実現する連絡会」とも連携して、論点整理や認識

共有を図っています。また、コロナ禍でのキャンセルに関するトラブルなどの社会課題についても別途論議がなされ、消費者団体と連携して意見を述べました。2021年2月1日開催の「消費者契約法の改正を実現する連絡会」のオンライン勉強会に、「ストップ消費者被害！～消費者契約法改正運動～」とともに共催しました。

→デジタル・プラットフォーム上の取引をめぐる政策検討に対応し、消費者庁「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」に委員参加し、2021年1月25日に報告書がまとめられました。この問題について、学習会・意見書提出・議員要請を行ったほか、大手デジタル・プラットフォーム企業や複数のデジタル・プラットフォーム企業が組織するオンラインマーケットプレイス協議会（JOMC）との意見交換会に対応しました。2021年の通常国会に、報告書踏まえた「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案」が提出され、法案の成立を求めるとともに、積み残し課題の検討を早期に着手するよう意見書を提出しました。

→消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」の報告書を踏まえ、預託法と特定商取引法の改正に向けて、意見書提出・学習会・シンポジウム・議員要請などを行いました。また、より多くの消費者団体に今回の法改正について知ってもらい世論につながる運動とするため、「地方議会から国への意見書提出を求める取り組み」を進め、2021年の通常国会に「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」が一括法案として提出されました。しかし、2021年11月、内閣府規制改革推進会議にて、契約書面等の電子化を検討するよう問題提起され、本改正案において、消費者の承諾をもって電子化を可能とする条項が盛り込まれ、全国消連をはじめ、全国の消費者団体や弁護士会などが、電子化に反対する意見書を提出しました。

→改正された、公益通報者保護法の指針策定に向けてバックアップ会議を開催しました。

#### （4）食品安全・表示に関する対応

改正食品衛生法に関するフォローアップ検討や、食品ロス削減に関する検討に参加し、意見表明を進めます。消費者委員会で行われている「食品表示の全体像」議論などの動向を注視し、適宜政策提言を行います。

健康食品、減塩等の課題について、学習や情報共有を進めます。

→「食品添加物表示制度に関する検討会」に委員参加し、食品表示基準等の一部改正案について、パブリックコメントを提出しました。その後、この報告書を踏まえ、食品表示基準第9条の表示禁止事項を明確化するため、食品添加物不使用の表示に関するガイドラインの策定を行うことになり、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」に委員参加しています。

→ゲノム編集技術応用食品の後代交配種の取扱い整理について遺伝子組換え食品等調査会へ参考人委員として参加し、開発者により自主的に食品への表示がされること、消費者への理解が進むよう関係省庁と連携したリスクコミュニケーションの取り組みを進めることなどを求めました。委員対応をするにあたり7月に学習会を開催しました。また、引き続き上記遺伝子組換え食品等調査会に参考人委員として対応し、ゲノム編集技術を利用した魚類の食品衛生上の取扱いについての論議に参加しています。

→日本経済新聞社と消費者庁の共催によるトクホの新しい公正競争規約とマークに関するシンポジウムへの参加対応を行い、その後12月にトクホについて学ぶ学習会を開催しました。

→健康食品については9月に食品安全委員会事務局を講師に招いて学習会を行いました。

→改正食品衛生法に関するフォローアップ検討会（厚生労働省食品安全制度部会）は、今年度立ち上げ予定でしたが延期されています。

→食品ロス対応は情報提供のみとなりました。

### (5) 環境・エネルギー問題に関する対応

気候変動に関しては、温室効果ガス削減の中期目標見直し等の動向を注視し、適宜政策提言を行います。

エネルギー問題に関しては、審議会で検討されている再生可能エネルギー主力電源化の課題（固定価格買い取り制度の見直し等）や容量市場制度導入などの論点について、動向を注視し政策提言を行います。LPガス料金透明化問題について、学習を進めます。

プラスチックごみ問題について、学習や情報共有を進めます。

→LPガス料金透明化問題について、学習会と現状の情報共有を行いました。これをきっかけに資源エネルギー庁が関係省庁に働きかけるなどの動きがあり、専門家等との連携を進め、資源エネルギー庁に対する要請書を提出しました。また、最新のLPガス料金に関する情報を日本生協連より提供いただき、データ分析を行い、全国・都道府県LPガス協会等事業者向けの要請書と実態アンケートを送付しました。

→福島第一原子力発電所に貯蔵されているALPS処理水の取扱いに関して、関係者のご意見を伺う場が設けられ、全国消団連への対応を求められたため、学習会を実施し、理事会でも意見集約を行って対応しました。その後、会員団体でも学習会が開催されました。

→電力の容量市場の入札価格が高騰する問題が浮上したため、会員限定の学習会を実施し、理事会検討の後、要請書を提出しました。

→エネルギー関連の審議会委員のバックアップの場としての「エネルギー問題懇談会」を中心に、電力関係の委員会や検討会、部会などの論議進行状況を共有化し、メンバーが参加している各委員会で消費者団体として足並みを揃えられるようにしています。さらに、資源エネルギー庁等からの要請を受け、全国消団連が取りまとめをして消費者団体等と省庁の意見集約・意見交換会を設けました。要請書等は、「電力の小売営業に関する指針」改定案に対するパブリックコメント、「電力容量市場制度の見直しを求める要請書」、「LPガス無償配管・無償貸与等による料金の不透明に対し抜本的対策を求める要請書」を提出しました。

→エネルギー基本計画の改定に合わせて、学習会を実施し、意見書を提出しました。また、基本政策分科会からのヒアリング要請に対応しました。

### (6) その他課題

カジノ法、SDGs、単位価格表示（ユニットプライス）、公共料金、キャッシュレス、電気通信、固定電話・郵便・ブロードバンド等のユニバーサルサービス、個人情報保護法見直し、災害と消費行動などの問題について、情勢に応じて対応を進めます。

→2020年9月単位価格表示（ユニットプライス）に対する意見を再要請しました。その後経済産業省と今後の進め方について協議を行いました。

→公共料金問題について、消費者委員会の検討会に委員参加しました。

→経済産業省「災害時におけるキャッシュレス検討会」に委員対応しました。

→ブロードバンドにおけるユニバーサルサービスの在り方について学習会を行いました。今後総務省の検討会での動向を注視し、パブリックコメント対応を行っていきます。

→法制審議会一民事訴訟法（IT化関係）部会にて、裁判等の手続きが電子化される論議について、バックアップ会議に参加、情報共有をし、3月に学習会を行い、パブリックコメントを提出しました。

### 3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

#### (1) 会員団体との連携強化

消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。また、Webシステムを活用して地域団体との連携を強めます。特に地方消費者行政などの地域課題について、地域団体との情報共有レベルを高めながら、課題解決に取り組みます。

→預託法・特定商取引法の改正に向けた地方議会への意見書提出のはたらきかけを通じ、消費者団体との連携を強化しました。また、この動きに応じて日本弁護士連合会との連続意見交換会などが開催されるなど、専門家との連携を強化しました。「地方消費者行政プロジェクト」や市町村消費者行政調査について、地域団体の参加が進みました。

事務局として参画している全国消費者大会について、2020年度の第59回大会を、初となるオンライン形式で開催し、3セッションの延べ参加人数は466名となりました。(2019年度の第58回大会は、新型コロナウイルスの流行により中止となりました)。

#### (2) 国際的な消費者運動との連携強化

引き続き、CIから発信される情報に学ぶ、取り組み要請に応えるなどして国際的な消費者運動との連携強化を図ります。G20消費者政策国際会合を受けて設立された「徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク」と、秋に開催予定の国際会議に参加します。

→2020年11月4日に、「とくしま国際消費者フォーラム2020」及び「徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク(TIS)会議」に参加しました。

→コロナ禍での消費者保護について、CIによる各国政府への呼びかけに応じ、2020年5月に意見書を提出しました。また、11月には、CI会長とコロナ禍における消費者団体の活動状況について、Web会議にて意見交換を行いました。

#### (3) 他分野との連携強化

福祉や子育て支援など、隣接分野で活動している団体と情報交換を行うなど連携強化を図るとともに、こうした方々に消費者運動・消費者団体の存在を知っていただくべくアピール強化を進めます。

→特段の取り組みはできませんでした。